



# 鳥取県公報

令和5年12月5日(火)  
号外第92号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 告 示 森林病虫害の駆除命令(562) (中部総合事務所農林局) . . . . . 2

# 告 示

## 鳥取県告示第562号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年12月5日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

### 1 区域及び期間

#### (1) 区域

東伯郡北栄町の一部（別紙のとおりとする。）

#### (2) 期間

令和5年12月25日から令和6年3月31日まで

### 2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

### 3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、薬剤の樹幹注入を行うこと。

### 4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

### 5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局及び中部総合事務所農林局並びに北栄町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）